

～ 国際研修 ～

第 48 回ベトナム本邦研修 ～ベトナム民法改正支援～

国際協力部教官

川 西 一

1 研修の概要

2015年3月1日（日）から同月14日（土）まで（移動日含む、別添日程表参照）の日程で、ベトナム司法省次官ディン・チュン・トゥン氏を団長とする12名（別添研修員名簿参照）が訪日し、法務省法務総合研究所及びJICA東京国際センター（TIC）において、ベトナム民法改正に関する第48回ベトナム法整備支援研修を実施した。

本研修においては、ベトナム側の関心事項である各テーマについて、「ベトナム法・司法改革支援プロジェクト（フェーズ2）¹」（以下「プロジェクト」という。）の国内支援委員会である民法共同研究会から、森寫昭夫委員長（名古屋大学名誉教授、弁護士）を始めとする8名の委員に御参加いただき、ベトナム民法改正において問題となっている論点に関する講義及び意見交換を行った。また、本研修期間中、トゥン次官ら研修員の一部は、上川陽子法務大臣への表敬訪問を行うとともに、ベトナムにおいて、民法改正と並行して改正作業が行われている刑法に関するテーマについて、古田佑紀元次長検事・元最高裁判所判事による特別講義を受講した。

なお、本研修には、前記研修員12名に加え、プロジェクトの現地専門家である松本剛専門家、古庄順専門家、塚原正典専門家も帯同し、講義及び意見交換等に参加した。

2 研修の背景

ベトナムでは、1986年のドイモイ（刷新）政策採用以降、市場経済原理を導入・推進するため民商事分野を中心に各種法令の立法が行われており、私法の基本法である民法は、1995年に初めて制定され、その10年後の2005年に全面改正が実施された。ベトナムでは、その後の市場経済の更なる推進や経済のグローバル化等社会状況の変化に伴い発生した様々な問題に対処することを目的とし、2015年末までの国会承認を目指して、2005年民法の大規模な改正作業に着手し、その改正作業は現在正に総

¹ JICA「法・司法改革支援プロジェクト フェーズ2」（協力期間：2011年4月～2015年3月）は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会をカウンターパート機関とし、中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえ、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化されることを目標として実施された（詳細はJICAウェブサイト内のプロジェクト概要参照：<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/outline/index.html>）。

仕上げの段階を迎えている。ベトナムは、今回の民法改正にあたり、諸外国の制度及び国際標準に合致する制度等に関心を向けているが、特に2005年の民法改正に積極的な協力をした日本の支援に大きな期待を寄せていた。

法務総合研究所は、1994年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、1996年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））が法整備支援プロジェクトを立ち上げた後は、同プロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続しており、これまで民法改正に加えて、民事訴訟法、破産法、民事判決執行法、国家賠償法などの民商事分野の重要法令の起草を支援してきた²。そして、これまでの支援成果を維持・発展させるため、プロジェクトが支援する今回の民法改正にも全面的な支援を行っており、その一環として本研修を実施したものである。

なお、プロジェクトの後継案件として、2015年4月からは「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト³」（以下「新プロジェクト」という。）が実施されており、新プロジェクトにおいても引き続きベトナム民法改正支援を実施している。新プロジェクトは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいパートナーシップの関係の構築を念頭に置いたアプローチをとっていくとされ、2020年をベトナムに対する大規模な法整備支援活動の一つの区切りとして捉えている。そのため、およそ10年に一度のペースで大規模な改正が行われるベトナム民法に対する日本の支援も、今回の改正が一区切りになるかもしれず、日本によるベトナム民法支援の総仕上げとしての意義も有していた。

3 研修の目的

ベトナムでは、本研修の実施当時、改正民法草案について第一次国会審議を経て⁴、パブリックコメントに付すなどしていたが、起草担当者間あるいは起草担当者と国会との間で意見の相違がある論点が多くあり、本研修の成果等を踏まえて、改正民法草

² ベトナムにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、法務省ウェブサイト法務総合研究所国際協力部ページ（http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html）、既刊のICDNEWS各号及びJICAウェブサイト内のJICA法整備支援ポータルサイト等を参照されたい。

³ JICA「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（協力期間：2015年4月～2020年3月）は、これまでのカウンターパート機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会のほか、新たに首相府をカウンターパート機関に加え、新憲法及びベトナムにおける司法改革戦略に従い、法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力向上を目標として実施されている。

⁴ ベトナムの法律制定過程においては、国会による複数回の審議が行われることがある（ベトナムの法律制定過程の詳細については、「ベトナムにおける立法制度とその限界について（ICD NEWS第8号2003年3月号）」参照）。

案につき修正を加えることとなっていた。ベトナムは、本研修における関心事項として、民法典の役割、法人その他の主体の取扱い、第三者保護の在り方、財産概念、所有権の確立と対抗力、所有形態、債権法における故意過失、契約約款、相続の時効などを始めとする多数の論点を挙げており、これらについて2005年のベトナム民法改正に関わった日本側の民法共同研究会委員によるコメントを強く期待していた。そこで、同委員らによる講義及び意見交換等により、ベトナム側に対し、改正民法草案の修正に有益な情報を提供するとともに、ベトナム側の起草担当者を始めとする関係者の民法全般に関する知見を深め、改正民法草案の修正に役立てることを本研修の目的とした。また、前記のとおり、本研修がこれまで長年にわたり実施してきた日本によるベトナム民法改正支援の一区切りとしての意義を有することから、今般の民法改正のみならず、将来行われる民法改正に対しても有益な示唆となり得る情報を提供することを目指した。

4 研修の内容

本研修実施にあたっては、ベトナム側から提出された全708条の改正民法草案及び前記関心事項を踏まえつつ、本研修におけるインプットが民法改正支援の一つの区切りとなる可能性があることから、大局的観点から今後のベトナム民法の発展に必要と思われる事項を日本側からもピックアップし、本研修において取り上げる20を超える論点を決定した。これらの論点は、総則関係から相続に至るまで、かつ、個別具体的な事項から抽象的な事項まで、非常に多岐にわたっていることから、各項目を6つのテーマ及びセッションに振り分け、別添日程表のとおり、講師の担当とコマ割りを決定した。本研修においては、各テーマ及びセッションにおいて、各論点に関する講義及び質疑応答が行われたが、その内容は非常に多岐にわたっており、紙面の都合上、講義及び質疑応答の全てを紹介することは困難である。そのため、本稿では、以下のとおり、各テーマ及びセッションの内容の概要の紹介にとどまることを御容赦願いたい。

(1) テーマ1 大局的観点からの基本的事項の説明

前記のとおり、本研修は民法改正支援の一区切りとしての意義があり、大局的観点から見て将来のベトナム民法発展に必要と思われる事項をインプットすることを目的の一つとしていた。そこで、本研修の初日に、1995年のベトナム民法改正を支援し、その後も民法共同委員会委員長としてベトナム民法改正支援に携わっている森嶋昭夫先生（名古屋大学名誉教授、弁護士）から、「大局的観点からの基本的事項の説明」というテーマで講義が行われた。森嶋先生からは、まず、1995年の民法制定の際、本研修の団長であるトゥン次官と苦勞を共にされた話があり、

その後、各論点の議論に入る前提として、私法の一般法としての民法の意義や市民社会の指導原理との関係などについて歴史的経緯や理論的背景から詳しい説明がなされた。ベトナム側からは、改めてトゥン次官からこれまでの支援に対する謝意が述べられるとともに、一般法としての民法の意義など理論的な事項について質疑応答がなされた。

(2) テーマ2 大局的観点からの基本事項の説明及び法人制度

森寫先生同様、長年に渡りベトナム民法改正支援に御尽力頂いている新美育文先生（明治大学法学部教授）から、「大局的観点からの基本事項の説明及び法人制度」というテーマで講義が行われた。新美先生からは、前記の森寫先生の講義に引き続き、民法における基本事項について、特に民法を立法、改正する際に留意すべき事情という観点から、自力救済禁止の原則、民法における人格権等について詳しい説明がなされた。また、民法改正の主要な論点となっている法人制度について、民法における法人規定の射程といった総論的な論点から、財団法人における定款といった各論的な論点まで講義及び質疑応答が行われた。

(3) テーマ3 債権法関係

本研修の準備段階において、総則及び物権法に関する論点については、現地専門家との意見交換が行われ、ベトナム側の問題意識も把握できていたことから、本研修の主要テーマとすることが決まっていたが、研修の実施直前段階で、ベトナム側から債権法に関する論点もテーマとするよう要請があった。そこで、法制審議会民法（債権関係）部会委員として、日本の債権法改正において重要な役割を果たされた野村豊弘先生（学習院大学名誉教授、弁護士）と松本恒雄先生（独立行政法人国民生活センター理事長）から債権法の基本事項に関する講義を行っていただき、また、債権法の最終コマでは、舟橋秀明先生（金沢大学大学院法務研究科准教授）にもコメントをいただいた。野村先生からは、債権と物権の違いなどの債権の意義や善意の第三者保護といった債権法における基本事項について講義をいただくとともに、日本における債権法改正での議論の一部も御紹介いただいた。また、松本先生からは、消費者保護法制の第一人者として、日本の債権法改正でも論点となった契約における約款について詳細な講義を頂いた。また、松本先生及び舟橋先生から、改正草案のうち債務不履行に関する条文について詳細なコメントを頂き、いずれの講義においても活発な質疑応答が行われた。

(4) テーマ4 物権法関係

現行のベトナム民法では、所有権を出発点として物に関する規定が整理されており、所有権を包含する日本民法の物権に相当する概念は規定されておらず、また、所有概念が、国家所有、集団所有、私人所有等と主体によって区別されるなど社会

主義計画経済の名残とも思われる規定が今なお残存している。そこで、ベトナム側は、今回の改正において、物権概念の導入のほか、各種物権の創設、所有概念の整理、担保物権の創設等、特に物権に関する規定について抜本的な改正を目指している。そこで、本研修において最も議論すべきテーマが多い物権法について、内田勝一先生（早稲田大学国際大学院教授、学長代理（国際関係））を中心に、角紀代恵先生（立教大学法学部教授）と舟橋秀明先生（金沢大学大学院法務研究科准教授）の3名の先生に3日間の講義及び意見交換を御担当いただいた。内田先生には、主に物権法全体に関する論点及び物権変動論、第三者対抗力などの基本事項について、角先生には、主に物的担保及び人的担保双方を含めた担保制度全般について、そして舟橋先生には、特に改正草案の詳細な事項について詳しく説明していただいた。ベトナム側は、今回の民法改正で、物権制度を確立したいという熱意から、物権法上の各制度の詳細のほか、制度を支える登記登録制度等に至るまで詳細な質問が出され、また、改正草案へのコメントに強い関心を示し、活発な意見交換が行われた。



JICA 東京国際センター（TIC）における講義の様子

(5) テーマ5 時効制度

現行のベトナム民法では、日本法でいう取得時効、消滅時効、提訴時効の3種類の時効を定めているが、ベトナム側は、今回の改正において提訴時効を撤廃して取得時効と消滅時効に整理するなど、時効の起算点、時効期間を含め、時効制度の大幅な見直しを検討している。そこで、松尾弘先生（慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授）から時効制度全般に関する論点について、日本の債権法改正に伴う時効制度の改正にも触れながら詳細な講義が行われた。ベトナム

ムにおいては、時効制度の大幅な見直しについては、賛否様々な議論があるようであり、研修員からも、時効制度の歴史的背景から、詳細な技術的な点まで、広く質問が出され、活発な質疑応答がなされた。

(6) テーマ6 Q&Aセッション

本研修においては、多くの論点について講義が行われるため、ベトナム側からの質疑の時間を十分取ることが困難であり、また、ベトナム側から要請があったテーマは多岐にわたっており、上記(1)から(5)のテーマの中に必ずしも収まらない論点もあった。そこで、講義では拾いきれなかった様々な論点の説明を実施する趣旨でQ&Aセッションを設けた。そのような趣旨であったことから、議論の内容は多岐にわたっており、その内容の説明は割愛させていただくが、裁判規範としての民法の意義や民法に人格権に関する規定を置くことの是非など、様々な論点について活発な議論が行われた。特に、民法が裁判規範であることと関連して、民法の一般規定に関する議論が行われたが、ベトナムにおいては裁判官に法律の解釈権が認められていない⁵ことから、法適用の不都合をどのように解決するかといった興味深い議論が行われた。

5 その他の内容

本研修実施にあたっては、主に JICA 東京国際センター (TIC) において、集中的に講義と意見交換を実施したが、そのほかに、古田佑紀先生 (神奈川大学法科大学院教授、弁護士) による法人の刑事責任に関する特別講義と上川陽子法務大臣への表敬訪問を実施したので、この場を借りて簡単に紹介させていただく。

(1) 特別講義「日本における法人処罰」

ベトナムにおいては、民法の改正作業と並行して、同じく重要法令である刑法の改正作業を実施しており、これについては、法務総合研究所が、プロジェクトとは別の枠組みで独自の支援を実施している⁶。本研修は、上記のとおり、民法改正に資することが目的であるが、本研修の準備段階において、トゥン次官から、日本側に対し、本研修で訪日する機会に法人の刑事責任に関する講義を実施してもらいたいとの要請があった。そもそも刑法はプロジェクトの支援対象に含まれていないため、本邦研修のテーマとして取り上げることは困難であったことから、法務総合研究所において、本研修とは別個の枠組みで、トゥン次官の要請に応える

⁵ ベトナムにおいては、法律の解釈権は、国会常務委員会にあるとされている (ベトナム憲法 74 条)。

⁶ 法務総合研究所によるベトナム改正刑法支援の詳細については、「ベトナム刑法改正支援現地調査 (ICD NEWS 第 60 号 2014 年 9 月号)」及び「日越司法制度共同研究 (ICD NEWS 第 62 号 2014 年 12 月号)」を参照されたい。

こととし本講義を企画した。ベトナム側は、刑法改正作業において、法人の刑事責任に強い関心を示し、その理論面についての日本の知見を求めていたことから、次長検事、最高裁判所判事を務められるなど刑事司法実務の第一者であり、日本における法人処罰に関する議論に精通されている古田佑紀先生に講師を依頼し、トゥン次官に対する「日本における法人処罰」というテーマでの特別講義を実施した。本講義の受講者は、トゥン次官のみであったことから、古田先生とトゥン次官との対談形式で行い、まず、古田先生から、日本における法人に対する両罰規定の考え方について理論的な御説明を頂き、その後、トゥン次官からの質問に答える形式で講義が行われた。ベトナム刑法の改正において最も議論がある論点であることから、トゥン次官からも積極的に質問が投げかけられたが、古田先生が立法政策の観点から理論的に整理してわかりやすく回答をしていただいたことから、トゥン次官も大変満足した様子であった。



古田佑紀先生（左）による講義の様子

(2) 法務大臣表敬訪問

本研修には、ベトナム司法省のディン・チュン・トゥン次官、ベトナム国会法律委員会のチャン・ディン・ロン副委員長といったベトナム政府の高官が参加されていることもあり、本研修期間中に、法務省において、上川陽子法務大臣への表敬訪問を実施した。上川法務大臣から、歓迎の挨拶があり、トゥン次官から、これまでの日本の支援に謝意が述べられた。表敬訪問は、短時間ながらも非常に和やかなムードで行われ、参加者が皆笑顔であったのが印象的であった。



上川陽子法務大臣との記念撮影

6 おわりに

民法は、市民社会において全ての市民が関わる一般的な私的生活関係、すなわち、生活に必要な財産、財産取引、家族関係を規律している基本法令であって、民事裁判における紛争解決の基準となる極めて重要な法令である。ベトナムは、現行民法の制定から10年が経過し、その間、劇的な経済成長を遂げ、本年中にはASEAN経済統合を控えているなど、より市場経済に整合的であるだけでなく、ベトナムの伝統及び国際標準の双方と調和し、国民生活がより円滑、円満となるような民法とすべく改正作業を進めている。新プロジェクトにおいても、引き続きベトナム民法改正の支援を続けているが、当部としても、ベトナムの市場経済がさらに発展し、国際社会の一員にふさわしい改正民法の制定を後押しするため、引き続き全面的な支援を行う方針である。

本研修は、ベトナム民法改正に資するための日本の知見・経験の共有を図るためだけでなく、将来のベトナム民法改正にも役立つ資産となるべき知見・経験の提供を行うために実施したものであるが、本研修期間を通じて、ベトナム側参加者からは、日本が有する知見・経験を積極的に学び取ろうという姿勢が強く感じられ、それは、これまで日本が行ってきた支援・協力に対する高い評価と厚い信頼に基づくものであることが実感できた。このようにベトナム側が、日本に対する厚い信頼のもと、日本の知見・経験を最大限尊重して、新しいベトナム民法を制定すべく改正作業を進めていることから、本年中にはその努力が結実した素晴らしい民法が制定されるものと確信している。その時まで、民法共同研究会の先生の皆様及び現地専門家を始めとする

関係者の皆様と共にできる限りの協力を続けていきたい。

本研修は、ベトナム民法改正における多数の論点について、集中的な議論を行うものであったことから、民法共同研究会の委員の先生には、年度末の忙しい時期であるにもかかわらず、講義の準備や長時間の講義など多大な御協力を頂いた。そのおかげで、ベトナム側からは本研修に対する高い評価を得ることができ、将来のベトナム民法の発展に寄与する成果を残し、成功裏に終了することができたと信じている。本研修の実施に当たっては、森寫昭夫先生を始めとする民法共同研究会委員の皆様、古田佑紀先生、JICA 東京国際センターの皆様、そして大量の資料の翻訳と長時間の通訳の労を取っていただいた大貫錦氏など多数の関係機関・個人に協力していただいた。関係各位に対し、この場を借りて、改めて御礼を申し上げたい。

以 上

第48回ベトナム法整備支援研修

| | | |
|----|-----|----------------------|
| 1 | | ディン・チュン・トゥン |
| | Mr. | Dinh Trung Tung |
| | | 司法省次官 |
| 2 | | チャン・ディン・ロン |
| | Mr. | Tran Dinh Long |
| | | 国会法律委員会副委員長 |
| 3 | | グエン・ホン・ハイ |
| | Mr. | Nguyen Hong Hai |
| | | 司法省民事経済法局副局長 |
| 4 | | ブイ・ティ・タイン・ハン |
| | Ms. | Bui Thi Thanh Hang |
| | | ハノイ国家大学法学部民事法科長 |
| 5 | | レ・ティ・ホアン・タイン |
| | Ms. | Le Thi Hoang Thanh |
| | | 司法省法律理論研究所民事経済法課副課長 |
| 6 | | チャン・ハイ・イエン |
| | Ms. | Tran Hai Yen |
| | | 司法省民事経済法局副課長 |
| 7 | | グエン・ヴァン・マイン |
| | Mr. | Nguyen Van Manh |
| | | 首相府法律局法理論専門員 |
| 8 | | グエン・バン・フィ |
| | Mr. | Nguyen Bang Phi |
| | | 国会事務局司法部専門員 |
| 9 | | ゾアン・ビック・ゴック |
| | Ms. | Doan Bich Ngoc |
| | | 国会事務局法律部専門員 |
| 10 | | チャン・トゥ・フオン |
| | Ms. | Tran Thu Huong |
| | | 司法省民事経済法局専門員 |
| 11 | | グエン・ティ・ズィエウ・ホン |
| | Ms. | Nguyen Thi Dieu Hong |
| | | ベトナム商工会専門員 |
| 12 | | グエン・トゥ・フオン |
| | Ms. | Nguyen Thu Huong |
| | | 司法省国際協力局上級専門員 |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 川西 一 (KAWANISHI Hajime) , Professor 塚部 貴子 (TSUKABE Takako)

国際協力専門官 / Administrative Officer 中村 秀逸 (NAKAMURA Hideitsu)

第48回 ベトナム法整備支援研修日程表

【 教官：川西教官、塚部教官 専門官：中村専門官 】

| 月 日 | 9:00 12:00 | 14:00 17:00 | 備考 |
|----------------|---|---|-----------------------|
| 3 / 日 1 | JICAオリエンテーション | | |
| 3 / 月 2 | テーマ1 大局的観点からの基本的事項の説明① 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 赤れんが | 12:15～13:15 所長主催意見交換会 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 赤れんが | 17:30～17:45 法務大臣表敬 |
| 3 / 火 3 | テーマ2 大局的観点からの基本事項の説明及び法人制度① 新美育文（明治大学法学部教授） | テーマ2 大局的観点からの基本事項の説明及び法人制度② 新美育文（明治大学法学部教授） | |
| 3 / 水 4 | テーマ6 Q&Aセッション① 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 新美育文（明治大学法学部教授） 野村豊弘（学習院大学名誉教授・弁護士） 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | テーマ6 Q&Aセッション② 新美育文（明治大学法学部教授） 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | |
| 3 / 木 5 | テーマ3 債権法関係① 野村豊弘（学習院大学名誉教授・弁護士） | テーマ3 債権法関係② 野村豊弘（学習院大学名誉教授・弁護士） | |
| 3 / 金 6 | テーマ3 債権法関係③ 野村豊弘（学習院大学名誉教授・弁護士） | テーマ3 債権法関係④ 松本恒雄（(独)国民生活センター理事長） | |
| 3 / 土 7 | | | |
| 3 / 日 8 | | | |
| 3 / 月 9 | テーマ3 債権法関係⑤ 松本恒雄（(独)国民生活センター理事長） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | テーマ6 Q&Aセッション③ 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 新美育文（明治大学法学部教授） 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | |
| 3 / 火 10 | テーマ4 物権法関係① 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | テーマ4 物権法関係② 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | |
| 3 / 水 11 | テーマ4 物権法関係③ 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | テーマ4 物権法関係④ 内田勝一（早稲田大学国際学術院教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | |
| 3 / 木 12 | テーマ4 物権法関係⑤ 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | テーマ4 物権法関係⑥ 角紀代恵（立教大学法学部教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | |
| 3 / 金 13 | テーマ5 時効制度 松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授） | 総括質疑 16:00 森島昭夫（名古屋大学名誉教授・弁護士） 角紀代恵（立教大学法学部教授） 松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授） 舟橋秀明（金沢大学大学院法務研究科准教授） | 評価会・修了式 |
| 3 / 土 14 | 帰国 | | |

※場所の記載がない場合はJICA東京国際センター（TIC）